

## 資本金及び資本準備金の捉え方と会計処理

石 川 業

### 序

わが国の現行会計制度において資本金及び資本準備金は、払込資本の区分に振り分けられているとみられる。すなわち、企業会計基準第1号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」は、貸借対照表の資本の部を、資本金、資本剰余金（資本準備金およびその他資本剰余金）、利益剰余金（利益準備金、任意積立金および当期末処分利益（または当期末処理損失））およびその他の項目に区分している（15-18項）。この区分は資本の部について「払込資本と留保利益に区分する」（50項）ないし「株主が拠出した部分と利益の留保の部分に分ける」（51項）という考え方を取り入れたものであり、資本金及び資本準備金は払込資本の区分に振り分けられていると解される（50-53項参照。また、商法施行規則88-89条、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」59-60、63条、も参照）。

しかし、資本金及び資本準備金については、それらを、株主から「払い込まれた金額」（払込資本）ではなく、資本充実の原則が関わる局面では「充実されるべき（払い込まれるべき）金額」、資本維持の原則が関わる局面では「維持されるべき金額」と捉えたとえでの会計処理が可能である。本稿では、このことを明らかにする。目次を示せば次のとおりである。

## 1 「資本金及び資本準備金」と「払込資本」の定義および検討事項の特定

- (1) 払込資本の定義
- (2) 資本金及び資本準備金の定義
- (3) 資本充実の原則と資本金及び資本準備金
- (4) 資本確定の原則と資本金及び資本準備金
- (5) 資本維持の原則と資本金及び資本準備金
- (6) 資本不変の原則と資本金及び資本準備金
- (7) 検討事項の特定

## 2 資本充実局面における資本金及び資本準備金の捉え方と会計処理

- (1) 資本充実局面における会計処理の例
- (2) 払い込まれるべき金額としての資本金及び資本準備金
- (3) 払い込まれるべき金額と払い込まれた金額に違いが生ずる場合
- (4) 資本金及び資本準備金が払い込まれた金額と見なされる事情

## 3 資本維持局面における資本金及び資本準備金の捉え方とその他資本剰余金の会計処理

- (1) マイナスのその他資本剰余金をめぐる議論
- (2) その他資本剰余金についての第1の見解
- (3) その他資本剰余金についての第2の見解
- (4) その他資本剰余金についての第3の見解

## 4 結び

## 1 「資本金及び資本準備金」と「払込資本」の定義および検討事項の特定

まず、本稿で用いる「資本金及び資本準備金」と「払込資本」の語の意味を、通説的な定義をもとに確認する。その際、順序としては払込資本の定義を確認してから資本金及び資本準備金の定義を確認するとともに、わが国の現行会計制度における資本の部の区分を意識して、資本金及び資本準備金を払込資本と捉えられるか否かにも注目する。そしてその結果をふまえ、本稿の具体的な検討事項を特定したい。

## (1) 払込資本の定義

会計学における用語である払込資本 (paid-in capital) は、株主から払い込まれた金額と言い換えることができる<sup>1)</sup>。この言い換えは、払込資本が、払込みがなされたときに認識されうるものであり<sup>2)</sup>、また、払い込まれた金額で測定されるものであること<sup>3)</sup>を端的に表す。

なお、この言い換えは、とくに払込資本が増加した場合を想起させるが、反対に払込資本の減少は、払戻しがなされたときに認識されうるものであり<sup>4)</sup>、また、払い戻された金額で測定されることになる<sup>5)</sup>。

## (2) 資本金及び資本準備金の定義

資本金及び資本準備金については、会社財産を確保するための基準となる一定の計算上の金額である、という定義がなされることがある<sup>6)</sup>。このような定義からは、資本金及び資本準備金を払込資本と捉えることはむずかしい。

ところで、資本金及び資本準備金に係る商法規定が前提にしているとみられる諸原則、したがって、資本金及び資本準備金の定義に具体的に関わっているとみられる諸原則(資本充実の原則、資本確定の原則、資本維持の原則および資本不変の原則)が、商法学において説明されている<sup>7)</sup>。そこで、これらの諸原則の内容から、資本金及び資本準備金のより具体的な定義を探ることにしたい。

## (3) 資本充実の原則と資本金及び資本準備金

まず、資本充実の原則とは、「会社の設立および新株発行に際し、出資の確実な履行により、約束された出資総額に相当する資産が充実される<sup>8)</sup>」ことを要求する原則であるとされる。ここでは、資本金及び資本準備金は、すでに払い込まれた金額ではなく、払込みに先立って生ずる「約束された出資総額」、言い換えれば、払い込まれるべき金額あるいは充実されるべき金額(以下、「払い込まれるべき金額」という表現に統一する)として定義されている<sup>9)</sup>。

それでも、払い込まれるべき金額がすべて払い込まれたとき、払込資本は資本金及び資本準備金と金額的に一致する。そのときには、資本金及び資本準備金を

払込資本と見なすことはできるであろう。

#### (4) 資本確定の原則と資本金及び資本準備金

資本確定の原則とは、現行商法のもとでは、定款に記載する会社の設立に際して発行する株式の総数（商166条1項6号）が、すべて引き受けられることを要するという原則である<sup>10)</sup>。

この原則は、会社設立の際にかぎってではあるが、出資の約束を得る段階において、すなわち、資本充実の原則が問題になるよりも前の段階において、引受株式数を確定させるというかたちで払い込まれるべき金額の決定に関わっていると理解できる。

#### (5) 資本維持の原則と資本金及び資本準備金

続いて、とくに資本充実の原則が満たされた後で問題になるという<sup>11)</sup>、資本維持の原則である。これは、配当など株主に対する会社財産の払戻しや役員賞与の支払いによって、会社財産（純資産）の金額を、資本金及び資本準備金（ならびに利益準備金）等の合計額未満にすることを許さないという原則であるとされる<sup>12)</sup>。この原則においては、資本金及び資本準備金（ならびに利益準備金）は維持されるべき金額として定義されているといえる。

このような、本節(2)で示したのと同様の定義からは、資本金及び資本準備金を払込資本として捉えることはむしろかしい<sup>13)</sup>。つまり、どのような金額が維持されるべきかについての考え次第で、資本金及び資本準備金と払込資本との結びつきは変わりうるであろう。

実際、留保利益の区分における利益準備金、任意積立金および当期末処分利益を、資本金に組み入れることが認められている（商293条ノ2、293条ノ3）。また、払込資本の区分におけるその他資本剰余金は、資本金及び資本準備金すなわち維持されるべき金額とは異なる。

## (6) 資本不変の原則と資本金及び資本準備金

最後に、資本不変の原則である、資本維持の原則が維持されるべき金額に相当する会社財産の維持を要求しても、いったん確定した維持されるべき金額を会社が自由に減少することを認めたのでは、資本維持の原則の意味がなくなってしまふ。そこで、そのようなことは認めないとする(増加することは認める)のが、資本不変の原則である<sup>14)</sup>。

このような資本不変の原則にとって、資本金及び資本準備金の金額はいわば所与である。しかし、この原則は、資本金及び資本準備金の減少につき特定の手続きのないし条件を課するというかたちで(商375条, 376条, 289条), とくにそれらの減少の認識時点に関わっている。

## (7) 検討事項の特定

以上のことをふまえて本稿の検討事項を特定すれば、次のようになる。

次の第2節においては、資本充実の原則が関わる代表的な局面(募集設立<sup>15)</sup>)についての会計処理で、しかも資本金及び資本準備金が払い込まれるべき金額を基礎としていることがわかるようなものを取り上げる。他方、そのような会計処理に対して、資本金及び資本準備金を払込資本と見なしているととれる会計処理が広く知られている。そこで、第2節では、そのような会計処理が受け入れられている事情についても考える。

なお、資本確定の原則については、資本充実の原則に先立つ原則として捉えることとし、第2節では改めて取り上げない。

第3節では、資本充実の原則が満たされた後に資本維持の原則および資本不変の原則が問題となる局面についての議論として、マイナスのその他資本剰余金をめぐる議論(企業会計基準第1号68-69項参照)を取り上げる。そして、この議論においてみられるいずれの見解によっても、資本金及び資本準備金は払込資本として会計処理されないと解される、ということを明らかにする。

## 2 資本充実局面における資本金及び資本準備金の捉え方と会計処理

### (1) 資本充実局面における会計処理の例

資本充実の原則が関わる株式会社の募集設立に際して行われるとされる会計処理の例を示すために、次のような場合を想定する。

会社が発行しうる総株式数80,000株、設立に際して発行する株式数20,000株、発起人が決定した株式の発行価額は1株につき2,500円、設立に際して発行する株式のうち発起人が10,000株を1株につき2,500円で引き受けることとし、残り10,000株についての引受けは公募する。公募に際しての株式申込証拠金は1株につき2,500円とする。発起人により決定された株式の発行価額のうち1株につき1,250円が資本金に組み入れられ、残りの1,250円は資本準備金に組み入れられることとする（商284条ノ2第2項、288条ノ2第1項1号）。また、会社設立に要する諸費用（創立費）として800,000円（定款に記載された設立費用（商168条1項8号）の額の範囲内とする）が発起人により立替払いされる。

このような場合、以下に示すような手続きに応じた会計処理がなされると説かれる<sup>16)</sup>。

(A) 公募株式10,000株について、株式申込人から株式申込証拠金（1株につき2,500円）が取扱銀行に払い込まれた旨、当該銀行より通知を受けた。

(借) 別段預金	25,000,000	(貸) 株式申込証拠金	25,000,000
----------	------------	-------------	------------

(B) 公募による株式申込人、および、発起人に株式の割当てがなされ、株式引受人が確定した<sup>17)</sup>。

(借) 株式引受	50,000,000	(貸) 引受済資本金	25,000,000
		引受済株式払込剰余金	25,000,000

(C) 株式引受人による、株式の発行価額（1株につき2,500円）の払込みが完了し、取扱銀行よりその旨の通知を受けた。

(借) 別段預金	25,000,000	(貸) 株式引受	50,000,000
株式申込証拠金	25,000,000		

(D) 会社設立に要する諸費用として、800,000円が発起人により立替払いされた。

(借) 創立費	800,000	(貸) 未払創立費	800,000
---------	---------	-----------	---------

(E) 創立総会が終結、それを受けて設立登記が完了、発起人による会社への事務引継のため、これまでの取引記録の締切りを行う。

(借) 引受済資本金	25,000,000	(貸) 別段預金	50,000,000
引受済株式払込剰余金	25,000,000	創立費	800,000
未払創立費	800,000		

以上が、会社成立前の会計処理とされる。

(F) 会社が成立すれば、創立総会において選任されていた取締役が、発起人が作成した帳簿をもとに、成立時の会社の会計処理として次の開始記入を行う。

(借) 当座預金	50,000,000	(貸) 資本金	25,000,000
創立費	800,000	株式払込剰余金	25,000,000
		未払創立費	800,000

(G) 発起人により立て替えられていた創立費を会社成立時に小切手で支払う。

(借) 未払創立費	800,000	(貸) 当座預金	800,000
-----------	---------	----------	---------

(H) 株式払込剰余金を資本準備金に組み入れる。

(借) 株式払込剰余金	25,000,000	(貸) 資本準備金	25,000,000
-------------	------------	-----------	------------

(F)から(H)が、会社成立時の会計処理とされる。

## (2) 払い込まれるべき金額としての資本金及び資本準備金

(1)で示した会計処理は、資本金及び資本準備金は払い込まれた金額というよりも、払い込まれるべき金額であるという第1節(3)で確認した定義と整合的である。このことを明らかにするため、上の会計処理を、さかのぼるようにして検討する。

資本準備金に係る仕訳(H)は、商法の規定、すなわち、「株式ノ発行価額中資本ニ組入レザル額」(株式払込剰余金、商288条ノ2第1項1号)「ハ之ヲ資本準備金トシテ積立ツルコトヲ要ス」(商288条ノ2第1項柱書)という規定に忠実に従ったものであると解される<sup>18)</sup>。この仕訳(H)によれば、資本準備金は、仕訳(F)貸方の株式払込剰余金が振り替えられたものである<sup>19)</sup>。

仕訳(F)貸方の資本金および株式払込剰余金は、仕訳(E)を通じて、仕訳(B)貸方の

引受済資本金および引受済株式払込剰余金が振り替えられたものとみることができる。それに対して、会社成立時の仕訳(F)だけを見れば、資本金および株式払込剰余金は払い込まれた金額として会計処理されているように見える。

しかし、とくに仕訳(E)と(F)の關係に注目すれば、会社成立前の会計処理は、会社成立後の会計処理へと引き継がれることを前提としてなされているとみることができる。つまり、仕訳(A)から(E)までの会計処理と仕訳(F)からの会計処理の間には、形式的な区切りはあるものの、実質的な内容に連続性がある。そのようにみれば、仕訳(F)貸方の資本金および株式払込剰余金は、仕訳(B)貸方の引受済資本金および引受済株式払込剰余金が振り替えられたものとみることができる<sup>20)</sup>。

その引受済資本金および引受済株式払込剰余金が認識される時点、すなわち、仕訳(B)がなされる時点というのは、発行される株式の割当てがなされ、株式引受人が確定した時点である。そのことを示すように、仕訳(B)借方には、株式引受という勘定科目が示される。これは、払い込まれるべき金額に係る、株式引受人に対しての債権(払込請求権)を表わすと考えられる<sup>21)</sup>。それに対置されるのが、引受済資本金および引受済株式払込剰余金であり、これらは払い込まれるべき金額を表わしている<sup>22)</sup>。したがって、このような引受済資本金および引受済株式払込剰余金が振り替えられたものである資本金および株式払込剰余金(資本準備金)は、払い込まれるべき金額を基礎にしていると解することができる<sup>23)</sup>。

なお、資本金及び資本準備金が払い込まれるべき金額を基礎にしていることがわかるような会計処理は、募集設立の場合のみならず、発起設立および通常の新株発行の場合についても示されている<sup>24)</sup>。

上の募集設立の際の会計処理をもとにしていうと、発起設立の場合には、すべての株式が発起人により引き受けられて、株式申込証拠金に関する会計処理(仕訳(A)、および、仕訳(C)の一部)がなくなる。それ以外は、上の募集設立の際に行われる会計処理と同じである。

また、通常の新株発行の場合には、仕訳(A)から(E)を会社成立後の会計処理と考えたうえで(したがって発起人の株式引受や立替払いは考えない)、仕訳(D)の創立費および未払創立費をたとえば新株発行費および未払新株発行費としてしかも

それらについての仕訳(E)から(F)における振替えをないものとする。さらに、それら以外の仕訳(E)から(F)における振替えを払込期日の翌日になされるものとすれば、上の会計処理は通常の新株発行の際に行われるものとなる。

(3) 払い込まれるべき金額と払い込まれた金額に違いが生ずる場合

資本金及び資本準備金が払い込まれるべき金額であることは、払い込まれるべき金額と払い込まれた金額に違いが生ずる場合をみれば、より明らかになる。そのために必要な商法規定の内容を以下に示す。

会社の設立に際して発行する株式のうち、会社の成立後(設立登記後)、なお引受けのない株式または申込みが取り消された株式があるときは、発起人および会社成立当時の取締役は、共同してこれを引き受けたものと見なされ(引受担保責任。商192条1項)、連帯して払込みをなす義務を負う(商203条1項)。

また、会社の成立後、株式の発行価額<sup>25)</sup>の全額の払込み(商170条1項、177条1項)、または、現物出資の給付(商172条、177条3項)が未済である株式があるときは、発起人および会社成立当時の取締役は、連帯してその払込みをなし、または、給付未済な財産の価額の支払いをする義務を負う(払込(給付)担保責任。商192条2項)。

現物出資および財産引受け(商168条1項5号6号)の目的財産の会社成立当時における実価が定款に定めた価格に著しく不足するときは、発起人および会社成立当時の取締役は、会社に対し、連帯してその不足額を支払う義務を負う(財産価格填補責任。商192条ノ2第1項)。

新株発行に際しては、新株発行による資本(金)の額の変更登記があったにもかかわらず、なお引受けのない株式または申込みが取り消された株式があるときは、取締役およびその新株発行の手続きまたはその変更の登記の手続きをした執行役員は、共同してこれを引き受けたものと見なされ(引受担保責任。商280条ノ13第1項、商法特例法21条の36第2項)、連帯して払込みをなす義務を負う(商203条1項)。また、取締役および執行役員は、現物出資がなされる場合に財産価格填補責任を負うことがある(商280条ノ13ノ2、商法特例法21条の24)。

以上のような資本充実責任が生じたとき、法的な効力を生じている資本金及び資本準備金の金額は、払い込まれた金額を基礎にしないことが明らかである。たとえば、本節(1)で示した例の条件のもとで、会社成立時において発起人に500万円の引受担保責任が生じたとき、仕訳(伊)の時点（設立登記時点）では次のような仕訳がなされることになる。

(借) 当座預金	45,000,000	(貸) 資本金	25,000,000
株式引受	5,000,000	株式払込剰余金	25,000,000
創立費	800,000	未払創立費	800,000

この貸方の資本金および株式払込剰余金（資本準備金）は払い込まれた金額を表しておらず、したがってこの仕訳は、資本金及び資本準備金を払い込まれた金額と捉えたのでは行えない会計処理である。

以上のように、法的な効力が生じている資本金及び資本準備金の背後に、払い込まれた金額ではなく、払い込まれるべき金額があることを保証する商法規定が用意されている。それゆえに、資本金及び資本準備金は、払い込まれるべき金額を基礎にしているといえる。

#### (4) 資本金及び資本準備金が払い込まれた金額と見なされる事情

しかし、資本金及び資本準備金（払い込まれるべき金額）については、それらを払込資本（払い込まれた金額）と見なしているととれる会計処理が広く受け入れられている。それは具体的には、(借方) 当座預金 (貸方) 資本金／資本準備金、というような会計処理であり、また、もし株式申込証拠金が払い込まれるとすれば、それ（ただし払込期日には株式払込金）を資本金及び資本準備金に振り替える会計処理である。このような会計処理が受け入れられている理由は、以下のことにありとみられる。

わが国の現行商法は、資本金及び資本準備金の法的な効力が認められる時点で、すでに資本充実の原則が満たされているようにする仕組み、言い換えれば、資本

金及び資本準備金と払込資本を測定面で一致させるようにする仕組みを用意しているともみることができる。

たとえば、株式の発行価額の全額払込み・現物出資の目的物の全部給付(商170条1項, 172条本文, 177条1項3項, 280条ノ7, 280条ノ14第1項), 払込取扱機関への払込み(商170条2項, 177条2項, 280条ノ14第1項), 払込取扱機関の払込金保管証明とそれに伴う責任(商189条1項2項, 280条ノ14第1項), 設立登記申請時の払込金保管証明書の添付義務(商業登記法80条10号), (とくに現物出資について)検査役による調査および弁護士等による証明(商173条, 181条, 280条ノ8), 取締役および監査役による設立手続の調査(商173条ノ2, 184条)等の規定が, そのような仕組みを構成している。

これらの規定によって, 資本金及び資本準備金の法的効力発生前に資本充実の原則が満たされるように促され, したがって, 資本金及び資本準備金の法的効力発生後に本節(3)で示した資本充実に係る責任が生じないように促されているのである(会社設立時における資本充実の欠缺は, 設立無効原因になる)。

さらに, 株式引受の募集に際して, 株式申込人に株式申込証拠金を払い込ませるという実務慣行も, 資本金及び資本準備金が, 法的効力を生ずる時点において払込資本と金額的に一致するという状況をもたらすのに一役買っている。

このような商法規定および実務慣行に支えられて, 資本充実局面における資本金及び資本準備金は, すでに述べたように認識過程をみればそうでなくても, その法的効力発生時点(会社設立に際しては設立登記時, 通常の新株発行に際しては払込期日の翌日)において, 測定面で払込資本と通常一致するようである。

それゆえ, 資本金及び資本準備金を払込資本と見なして会計処理を行ってもさほど問題はなく, あえて払い込まれるべき金額と払い込まれた金額を区別して, それらの認識過程における違いを強調する必要はないと思われるかもしれない<sup>26)</sup>。

しかし, 資本金及び資本準備金を払込資本と見なす会計処理だけが念頭に置かれる場合と, それらを厳密に払い込まれるべき金額と捉える会計処理も知られている場合とでは, 資本充実局面に続く資本維持局面における資本金及び資本準備金の捉え方がずいぶん変わってくるのではないかと私は考える。

資本金及び資本準備金を定義どおりに捉えれば、それらは資本充実局面においては払い込まれるべき金額であるが、続く資本維持局面においては維持されるべき金額となる。

他方、資本金及び資本準備金を払込資本と見なせば、資本充実局面に続く資本維持局面においても、それらを払込資本と見なした会計処理が説かれることになるとみられる。しかし、資本金及び資本準備金を払込資本と見なすことには、資本充実局面ではさほど問題がないにしても、資本維持局面（具体的には次節で取り上げるマイナスのその他資本剰余金が問題となりうる局面）では限界があると思われる。

### 3 資本維持局面における資本金及び資本準備金の捉え方と

#### その他資本剰余金の会計処理

##### (1) マイナスのその他資本剰余金をめぐる議論

企業会計基準第1号は、「自己株式処分差損は、その他資本剰余金から減額し、減額しきれない場合は、利益剰余金のうち当期末処分利益から減額（又は当期末処理損失を増額）する」(22項) こととしている。

このような規定は、企業会計基準公開草案第1号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準（案）」（企業会計基準委員会，平成13年12月21日）においてすでにみられた（公開草案22項）。公開草案に対するコメントの中には、当該規定は「資本剰余金と利益剰余金の区別の観点から好ましくなく、特に資本剰余金全体の金額が正の場合は、その他資本剰余金のマイナス残高とすべきであるとの意見があった」（企業会計基準第1号69項）という<sup>27)</sup>。

このような意見に対して企業会計基準第1号は、「その他資本剰余金のマイナス残高を認めた場合、マイナスした金額だけ法的に維持すべき資本金及び資本準備金の合計額に毀損を生じさせることになり、商法の資本制度の趣旨を損なうことになりかねない。よって、その他資本剰余金がマイナス残高になる場合は、利益剰余金で補てんするほかなないと考えられ、それは資本剰余金と利益剰余金の混同にはあたらないと判断される」(69項) と応じた。また、「資本剰余金は株主からの払込資本のうち資本金に含まれないものを表すため、本来マイナスの資本剰

余金という概念は想定されない」(68項)ともしている。

このようなマイナスのその他資本剰余金をめぐる議論においては、資本金及び資本準備金ならびにその他資本剰余金を一括りに払込資本の区分において取り扱おうとする見解、また、その他資本剰余金をひとつの払込資本の区分と考える見解、さらに、資本金及び資本準備金を維持されるべき金額と捉え、その他資本剰余金を払込資本というよりも分配可能限度額としての剰余金<sup>28)</sup>と捉える見解があるとみられる。

これらの3つの見解を同時に検討するためには、維持されるべき金額と定義される資本金及び資本準備金を払込資本と見なすこともできるような場合を想定するのがよい。そこで、それら3つの見解について述べる前に、前節の資本充実局面における会計処理結果を起点にして、マイナスのその他資本剰余金の問題となりうる場合を想定しておこう。

前節の例における会社が、当期末処分利益500万円がある状況で、資本金及び資本準備金を各々500万円ずつ、したがって合計で1,000万円減少させ、そのうち950万円を株主に払い戻すことを決議したこととする(商375条, 289条2項)。この資本金及び資本準備金の減少に要する手続終了後、資本金及び資本準備金減少差益50万円が生じることになる。

さらにその後、150万円で購入株式を取得(取得限度額は、資本金及び資本準備金減少差益50万円と、当期末処分利益500万円の合計550万円とする。商210条)、50万円で購入株式のすべてを処分(商211条)という取引だけがなされたこととする。ただし、自己株式の取引については、発生した自己株式処分差損の取扱いに関する内容を除き、企業会計基準第1号に従って会計処理がなされたことにする。

そうすると、その他資本剰余金(資本金及び資本準備金減少差益)50万円を超える自己株式処分差損100万円が発生したが、資本金及び資本準備金が各々2,000万円ずつあるという局面となる。なお、当期末処分利益は500万円のままである。このような場合に、マイナスのその他資本剰余金の問題となりうる<sup>29)</sup>。

## (2) その他資本剰余金についての第1の見解

第一に、資本金及び資本準備金を払込資本と見なし、それらとその他資本剰余金を一括りに払込資本の区分において取り扱おうとする見解である。この見解は、資本充実局面で資本金及び資本準備金を払込資本と見なした結果、資本維持局面でそれらを払込資本の区分において取り扱おうとする見解であるということができ、またそれは、企業会計基準第1号に含まれているものと解される(50-53項参照)。

この見解をとる場合、マイナスのその他資本剰余金という概念を受け入れて、資本剰余金全体がなお正の値をとるかぎり、というよりもこのように考えてくるのなら資本金および資本剰余金の全体がなお正の値をとるかぎり、全体としての払込資本をわかるようにするのが適切であるという見方もできよう<sup>30)</sup>。

しかし、企業会計基準第1号は、資本金及び資本準備金を払込資本の区分に振り分けているにもかかわらず、マイナスのその他資本剰余金という概念を受け入れなかった。その理由は、「その他資本剰余金のマイナス残高を認めた場合、マイナスした金額だけ法的に維持すべき資本金及び資本準備金の合計額に毀損を生じさせることになり、商法の資本制度の趣旨を損なうことになりかねない」(69項)ということにある。

貸借対照表が複式簿記による会計帳簿にもとづいて作成されるとしたら(商33条2項<sup>31)</sup>、資本金及び資本準備金項目も、その他資本剰余金項目も、勘定組織に組み込まれることになる。それならば、資本金及び資本準備金とその他資本剰余金をまとめて払込資本の区分において取り扱おうとするかぎり、マイナスのその他資本剰余金を表す勘定(項目)は資本金及び資本準備金を表す勘定(項目)に対する控除的評価勘定(控除項目)として位置づけざるをえない。そうなると、会計的に、資本金及び資本準備金の合計額は、マイナスのその他資本剰余金の金額分だけ減少することになる。

企業会計基準第1号は、マイナスのその他資本剰余金がそのように資本金及び資本準備金の合計額を毀損し、商法の資本制度の趣旨を損なわせてしまう(資本不変の原則に反する)ことを避けるため、マイナスのその他資本剰余金を認めな

かったとみられる<sup>32)</sup>。

以上のように、企業会計基準第1号は、資本金及び資本準備金を払込資本の区分に振り分けることによって、払込資本と留保利益の区分の観点からは受け入れられそうなマイナスのその他資本剰余金を、かえって否定することになっている。同基準は、資本金及び資本準備金についての維持されるべき金額としての定義を無視しておらず、それゆえに、資本金及び資本準備金をその他資本剰余金と同様の払込資本として処理しきれないのだと解される。

### (3) その他資本剰余金についての第2の見解

第二に、その他資本剰余金をひとつの払込資本の区分と考える見解である。

上の第1の見解は、マイナスのその他資本剰余金という概念を想定したうえで、それを認めるか否かを問題にしていたといえる。ところで、企業会計基準第1号には、「資本剰余金は株主からの払込資本のうち資本金に含まれないものを表すため、本来マイナスの資本剰余金という概念は想定されない」(68項。傍点一石川)という文言もある。このように、そもそもマイナスの(その他)資本剰余金は想定されないとする見解が、第2の見解である。

なお、本節(1)で紹介したように、マイナス残高を認めるか否かが実際に問題とされたのは資本剰余金のうちの、その他資本剰余金についてである。そこで、上に引用した第68項の文言に忠実ではないが、ここで第2の見解は、マイナスの(資本準備金も含む)資本剰余金ではなく、マイナスのその他資本剰余金を想定できない見解としておきたい。

マイナスのその他資本剰余金が想定されるか否かについての見解の相違は、第1の見解が資本金及び資本準備金とその他資本剰余金を合わせて全体としての払込資本の区分を考えているのに対して、第2の見解はその他資本剰余金を資本金及び資本準備金とは区別されたひとつの払込資本の区分として考えていることに起因していると解される。第2の見解のようにその他資本剰余金をひとつの払込資本の区分であると考えれば、(払込資本すなわち払い込まれた金額は非負の概念であると解されるので)その区分内にかぎってのこととしてマイナスのその他

資本剰余金を想定できないことになると考えられる。

この第2の見解の特徴を、第1の見解との対比を通じてまとめておこう。第1の見解は、資本金及び資本準備金ならびにその他資本剰余金を一括りにして払込資本として取り扱うことに（その成否はともかく）積極的である。他方、第2の見解は、そのような取扱いに消極的であり、そのことはその他資本剰余金を資本金及び資本準備金とは区別されるひとつの払込資本の区分として取り扱っていること（それゆえにマイナスのその他資本剰余金を想定できないこと）に表れている。裏を返せば、第2の見解は、資本金及び資本準備金を定義どおりに維持されるべき金額として捉えることに積極的であると解することができる。

#### (4) その他資本剰余金についての第3の見解

第三に、資本金及び資本準備金を維持されるべき金額と捉えて、その他資本剰余金を払込資本というよりも分配可能限度額としての剰余金と捉える見解である<sup>33)</sup>。

剰余金については、そのマイナス残高を考えることはできるように思われる。かつての計算書類規則においてみられた、いわゆる欠損金の概念（旧34条2項）がそれに当たる。欠損金は、いわばマイナスの剰余金であり、維持されるべき金額としての資本金及び資本準備金（ならびに利益準備金）とは異質である。それゆえ、たとえ欠損金が生じて、それと資本金及び資本準備金（ならびに利益準備金）の相殺関係が問題にされることがなかった。

剰余金および欠損金についてこのように考え、その他資本剰余金を剰余金として捉えるならば、その他資本剰余金のマイナス残高（いわばその他資本欠損金<sup>34)</sup>）を考えることもできるように思われる。

このことに関して、商法学においては、欠損（金）を填補しなければ剰余金を計上することができない旨の規定がないので、剰余金と欠損（金）を同時に存在させておくことは可能であるという見解がある<sup>35)</sup>。

この見解を敷衍すれば、剰余金を特定の規準をもって分類し、各々の分類についてプラス残高か、マイナス残高かを考えることは不可能ではないように思われ

る。その規準としては、いわゆる資本取引によって生じた剰余金か、あるいは、いわゆる損益取引によって生じた剰余金かという規準がありえよう<sup>36)</sup>。貸借対照表が継続的に行われる複式簿記にもとづく会計帳簿から作成される現行会計制度のもとでは、この規準をとることが可能である。

剰余金および欠損金を、その他資本剰余金の区分と、任意積立金および当期末処分利益の区分の各々について考えるとすると、マイナスのその他資本剰余金、換言すれば、その他資本欠損金は、維持されるべき金額としての資本金及び資本準備金（ならびに利益準備金）と相殺関係に立つのではなく、剰余金としての任意積立金および当期末処分利益の控除項目となるか、あるいは、欠損金としての当期末処理損失の付加項目となる。これによって、全体としての剰余金あるいは欠損金が把握されることになる<sup>37)</sup>。

発生したマイナスのその他資本剰余金を直ちに消去させたいときは、それを（もしあれば）マイナスのその他資本剰余金填補目的の任意積立金か、当期末処分利益と相殺することになろう。これは一種の欠損填補であると解される。

以上のように、第3の見解においては、第1の見解におけるのと同様にマイナスのその他資本剰余金は想定され、第1の見解におけるのとは異なってマイナスのその他資本剰余金が受け入れられる。それは、資本金及び資本準備金を維持されるべき金額と捉えたうえで、第2の見解とは異なってその他資本剰余金を払込資本というよりも分配可能限度額としての剰余金とみることによる。

本節のここまでの検討から、次のことがいえよう。

マイナスのその他資本剰余金が問題になりうる局面では、資本金及び資本準備金を払込資本として扱いきることはできない。資本充実局面において払い込まれるべき金額と定義される資本金及び資本準備金が、払込資本と測定面で一致したという程度の根拠をもってしたのでは、資本維持局面において維持されるべき金額と定義される資本金及び資本準備金を、表示の面で払込資本の区分に振り分けておくことまではできても、会計処理の面で払込資本として扱いきれるとはかぎらないとみられる。

それはそもそも、資本維持局面における資本金及び資本準備金が、払込資本というよりも維持されるべき金額だからであるといえよう。上の3つの見解はいずれも、資本金及び資本準備金を会計処理面では維持されるべき金額として扱っているとみることができたのである。

#### 4 結び

平成13年6月の商法改正において資本金及び資本準備金減少差益が分配可能限度額に含められたことなどを発端として、払込資本と留保利益の区分の意義をめぐる議論がみられるようになっている<sup>38)</sup>。そのような議論が、商法の資本制度を前提としてなされるとしたら、そもそも、当該制度のもとでどのような払込資本と留保利益の区分が可能なのかということの検討も必要であろう。本稿には、その検討が含まれている。

第2節で述べたように、資本充実局面（発起設立、募集設立、通常の新株発行の場合）においては、資本金及び資本準備金を払い込まれるべき金額と捉えた会計処理が可能であり、それは資本金及び資本準備金の定義および資本充実責任に係る商法規定と整合的である。とはいえ、同じ資本充実局面では資本金及び資本準備金を払い込まれた金額（払込資本）と見なしているとれる会計処理が一般的であり、それを行ってもさほど問題はない事情があることもたしかである。しかし、第3節で明らかにしたように、資本維持局面（マイナスのその他資本剰余金の問題になる場合）においては、資本金及び資本準備金を払込資本として会計処理しきれない。

本稿では結局、資本金及び資本準備金を資本充実局面においても資本維持局面においても払込資本ではないものと捉えることの可能性を明らかにした。

ところで、そのために取り上げたのは資本充実局面および資本維持局面の一部であり、すべてではない。それぞれの局面において資本取引とよばれる取引は他にもある。引き続き検討を進めたい。

1) ここではとくに、中村忠『資本金会計論〔増訂版〕』白桃書房、昭和50年、24頁、

- および、中村忠『新稿 現代会計学〔七訂版〕』白桃書房、2003年、157頁参照。
- 2) 払込資本の増加の会計理論的な認識基準について、中村、前掲『資本会計論』、26-27頁参照。
  - 3) 中村、前掲書、29頁参照。
  - 4) 払込資本の減少の会計理論的な認識基準について、中村、前掲書、27-28頁参照。
  - 5) 「払い戻された金額」の決め方については、中村、前掲書、30-32頁、および、伊藤邦雄『会計制度のダイナミズム』岩波書店、1996年、第7章参照。
  - 6) このような定義については、弥永真生『「資本」の会計』中央経済社、平成15年、2-3頁、が大いに参考になる。
  - 7) ここではとくに、前田庸『会社法入門〔第9版〕』有斐閣、2003年、14-17頁、鈴木竹雄=竹内昭夫著『会社法〔第三版〕』有斐閣、平成6年、26-28頁、竹内昭夫著・弥永真生補訂『株式会社法講義』有斐閣、2001年、91-95頁、および、弥永真生『リーガルマインド会社法〔第7版〕』有斐閣、2003年、27-29頁参照。
  - 8) 竹内著・弥永補訂、前掲書、91頁。
  - 9) たとえば、竹内著・弥永補訂、前掲書、91頁参照。ちなみに、本稿ではとくに、株式の実際の引受価額が発起人または取締役会の決定した発行価額を超過したときの超過額(引受差額)は、資本準備金あるいは資本金に組み入れられることを前提に議論を進める(弥永、前掲『「資本」の会計』、46、58-59頁参照)。ところで、「会社法制の現代化に関する要綱試案」(法制審議会会社法(現代化関係)部会、平成15年10月22日。以下、「試案」とよぶ)は、「新株等の発行時における資本(金一石川)に組み入れるべき額は、「払込金額」を基準として算定するものとする」(第四部第五2(1))としている。この「払込金額」は、「会社法制の現代化に関する要綱試案 補足説明」(法務省参事官室、平成15年10月29日公表)における表現を用いていえば、「株主から拠出された財産に相当する額」(第四部第五2前文。傍点一石川)ととれるが、「現に払い込まれる金額」(第四部第五2(1)。傍点一石川)ととれる。
  - 10) 資本確定の原則の内容は、昭和25年改正商法を境に変容している(たとえば、竹内著・弥永補訂、前掲書、94-95頁参照)。
  - 11) 前田、前掲書、15頁参照。
  - 12) たとえば、竹内著・弥永補訂、前掲書、91-93頁参照。
  - 13) 弥永、前掲『「資本」の会計』、9-10、54-57頁参照。
  - 14) たとえば、竹内著・弥永補訂、前掲書、94頁参照。ただし本稿では、一般的な説明とは異なるが、資本充実の原則および資本維持の原則を資本準備金にも関わるものとしていることに伴い、資本不変の原則は資本金の減少だけでなく、資本準備金の減少にも関わるものとしている。

- 15) なお、「試案」は、「株式会社の設立手続のうち募集設立という方法を廃止し、発起設立に一本化するものとする」(第四部第二3)としている。
- 16) ここでは基本的に、片野一郎『新簿記精説(下巻)』同文館、昭和58年、724-727頁、の内容によらせていただいた。なお、中村忠『新訂 株式会社会計の基礎』白桃書房、1996年、114-115頁、武田隆二『簿記Ⅲ(株式会社会計)(第2版)』税務経理協会、平成10年、41-45頁、片岡泰彦『会社特殊会計』白桃書房、2000年、12-15頁、も参照。
- 17) なお、募集設立の手続きとしては、商法の規定および学説上、まず発起人が株式を引き受けてから、残りの発行予定の株式について引受けを募集するという手順が予定されているとみられる(商175条2項9号、および、鈴木=竹内、前掲書、73-74頁参照)。しかし、そのことは本節の重要な結論に影響を与えないと判断し、片野教授が示された仕訳の順序に従った。
- 18) 中村教授は、このような会計処理を行う必要はないとされる(中村、前掲『現代会計学』、165頁(注)参照)。
- 19) 会社成立と同時にに行われるとみられる仕訳(B)を、会社成立と同時にに行われるとはかぎらない仕訳(C)よりも先に行うべきかもしれないが、ここでも片野教授が示された仕訳の順序に従った。
- 20) 仕訳(D)においては、発起人が創立費を立替払いしているにもかかわらず貸方は未払創立費とされている(片野、前掲書、726-727頁参照)。この会計処理も、会社成立前の会計処理は会社成立後の会計処理に引き継がれることを前提としてなされているとみれば、理解できるのではないか。なお、仕訳(D)の時点と同様の局面について、(借方)創立費立替金(貸方)現金預金、という会計処理もみられる(武田、前掲書、39、43頁参照)。
- 21) 中村、前掲『株式会社会計の基礎』、113頁参照。払込請求権を表わす勘定科目とされる株式引受(subscriptions receivable)については、貸借対照表能力が問題となりうる。これについて、まずは丹波康太郎『資本金』中央経済社、昭和32年、77-78頁、が参考になる。また、分割払込制のもとの払込請求権について論ずるものであるが、増地庸治郎「未拂込株金について」『會計』第35巻第4号(昭和9年10月)、も参考になる。
- 22) 引受済資本金および引受済払込剰余金は、資本金及び資本準備金の付加の評価項目とみることができる。資本金及び資本準備金に振り替えられるこれらの金額を分配可能限度額に含めることには問題があろう。
- 23) Robbins, R.C., *No-Par Stock: Legal, Financial, Economic and Accounting Aspects*, New York: The Ronald Press Company, 1927, pp. 30-31, および, Newlove, G.H. and Garner, S.P., *Advanced Accounting*, Vol. 1, Boston: D.C. Heath

and Company, 1951, pp. 35-36参照。

- 24) 発起設立の際の会計処理については、片野、前掲書、728頁、中村、前掲『株式会社会計の基礎』、113-114頁、武田、前掲書、38-39頁、および、片岡、前掲書、11-12頁参照。通常の新株発行の際の会計処理については、片野、前掲書、740-741頁参照。また、佐藤孝一『剰余金論』中央経済社、昭和30年、220-227頁、も参照。
- 25) この発行価額は、本稿でいう払い込まれるべき金額に当たる（竹内著・弥永補訂、前掲書、91頁参照）。
- 26) 丹波、前掲書、77-78頁参照。
- 27) 公表論文であるが、払込資本と留保利益の区分の観点からの意見として、野口晃弘「企業会計基準公開草案第1号の検討」『税経通信』第57巻第4号（2002年3月）、41頁参照。
- 28) このような「剰余金」という語の使い方は、現在の商法施行規則におけるのとは異なって、かつての計算書類規則（株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則）における使い方（旧34条1項2項、旧35条2項）と同じである。また、「試案」は、「剰余金分配限度額」、「分配可能限度額」という表現を使っており（第四部第五1）、本稿でいう「剰余金」はこれらと同じであると思われる。剰余金 (surplus) の語については、Littleton, A.C., "Accounting Exchange," *Accounting Review*, Vol. 21 No. 3, July 1946, および、安藤英義「配当可能利益計算の複雑化と貸借対照表の資本の部」『企業会計』第46巻第6号（1994年6月）、も参照。
- 29) このような局面に至る前の、資本金及び資本準備金の減少時点、および、自己株式の取得時点で、維持されるべき金額の減少と払込資本の減少との違いは論点になりうる。これらの論点を越えた先で生じたのが、マイナスのその他資本剰余金をめぐる議論である。
- 30) 野口、前掲論文、41頁参照。この見方は、資本金及び資本準備金を、払込資本そのものと捉えているというより、払込資本と見なしているものと解したい。なぜなら、資本金及び資本準備金を払込資本そのものと捉えていれば、マイナスのその他資本剰余金を想定するまでもなく、その他資本剰余金で補填しきれない自己株式処分差損の額を直接に資本金及び資本準備金から減額すべきことを主張することになると思われるからである。なお、本節では、このように資本金及び資本準備金を払込資本そのものと捉える見解を取り上げていない。それは、第1節で確認したように、資本金及び資本準備金の通説的定義からは、それらを払込資本そのものと捉えられなかったからである。
- 31) 前田、前掲書、508頁参照。
- 32) マイナスのその他資本剰余金を認めても、配当規制上は、資本金及び資本準備金

が減少せず、それゆえ分配可能限度額の計算に影響がないので問題はないという見方もある(弥永, 前掲『「資本」の会計』, 116頁参照. また, 本節(4)も参照のこと). しかし, 本文で述べたとおり, 資本金及び資本準備金ならびにその他資本剰余金を一括して払込資本の区分において取り扱おうとすれば, マイナスのその他資本剰余金は会計上, および開示規制上, 資本金及び資本準備金を減少させる。「開示規制上の資本金及び資本準備金」が「配当規制上の資本金及び資本準備金」と異なる場合でも配当規制上は問題ないとすれば, 開示規制上は, 資本金及び資本準備金が会計帳簿ひいては貸借対照表に記載される意味は弱まることになる。それならば, 開示規制における払込資本と留保利益の区分の観点からは, 誤解を避ける意味でも資本金及び資本準備金という項目を廃して, 払込資本という項目を認めてもかまわないことになるのではないか。もっとも, 企業会計基準第1号は, そのようなことまでふれていないことからみても, あくまで, 資本金及び資本準備金が開示規制上と配当規制上で一致することを前提としているようである。それゆえに同基準は, マイナスのその他資本剰余金を認めないことにより, 商法の資本制度の趣旨を損なわせてしまうことを避けたとみられる。

- 33) ここではとくに, 弥永, 前掲『「資本」の会計』, 163-164頁参照.
- 34) 弥永, 前掲書, 163頁参照.
- 35) 前田, 前掲書, 491-493頁参照.
- 36) もっとも, いかなる取引を資本取引あるいは損益取引とするのかは問題となりうるが, 本稿では詳しく取り上げない.
- 37) 全体としての欠損金(がある状況)が, 商法上の「資本の欠損」に当たる.
- 38) たとえば, 安藤英義「商法における資本制度の揺らぎと「資本の部」の表示」『会計』第162巻第2号(2002年8月), 野口晃弘「商法改正と資本会計の再構築」『会計』第162巻第5号(2002年11月), および, 弥永, 前掲書, とくに第8章参照.

2003年12月10日受稿

2004年2月12日レフェリーの審査をへて掲載決定

(一橋大学大学院博士課程)